

## 障害者福祉施策の充実強化に関する重点提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が障害者総合支援法等に基づく各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、必要な財源を確保すること。

また、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、各事業の実態に応じて、十分な財政措置を講じること。

2. 障害者の生活実態やニーズ等、地域の実情を踏まえた制度となるよう、制度の拡充や見直しを行うなど、必要な措置を講じること。

また、制度の見直しの際には、自治体への準備期間の確保や、具体的で速やかな情報提供と周知を確実に行うこと。

加えて、これに伴うシステム改修等の準備・運営経費に対して財政措置等を講じること。

3. 障害福祉サービス事業所等が安定的に事業運営し、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、報酬の充実・見直しを行うとともに、人材の確保・育成・定着に係る財政措置や処遇改善等、必要な措置を講じ、障害福祉サービスの充実・強化を図ること。

なお、報酬に関して、令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を踏まえ、適切な措置を講じること。

4. 地域生活支援事業について、事業費が増加傾向にある中、補助額が年々減少している実態を鑑み、事業運営に支障が生じることがないように、十分な財源を確実に確保すること。

また、当該支援事業における必須事業のうち、利用者の生活に欠かせない支援や給付を自立支援給付の対象とする等、制度を見直すこと。